

お客さま各位

株式会社 北日本銀行

投資信託・国債・公共債に関する約款改訂のお知らせ

2019年6月1日付で、投資信託・国債・公共債に関する約款を改訂いたしますのでお知らせいたします。

改訂内容につきましては、次頁以降の改訂前後表をご確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社北日本銀行 事務システム部 事務統括グループ（担当：遠山）

電話 フリーダイヤル 0120-438-551（平日 9:00～17:00）

「投資信託総合取引約款」

改訂後	改訂前
<p>16. (解約等)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>(1) 申込者から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) 保護預り証券の残高が一定期間以上ない場合</p> <p>(3) 次の事項に該当するため、当行が解約を申し出た場合</p> <p>①申込者が手数料を支払わないとき</p> <p>②申込者について相続の開始があったとき</p> <p>③申込者がこの約款に違反したとき</p> <p>(削除)</p> <p>④お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>⑤お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p>	<p>16. (解約等)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>(1) 申込者から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) 保護預り証券の残高が一定期間以上ない場合</p> <p>(3) 次の事項に該当するため、当行が解約を申し出た場合</p> <p>①申込者が手数料を支払わないとき</p> <p>②申込者について相続の開始があったとき</p> <p>③申込者がこの約款に違反したとき</p> <p>④申込者が 43. (この約款の変更) に定めるこの約款の変更不同意のとき</p> <p>⑤お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>⑥お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p>
<p>43. (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上 2019年6月</p>	<p>43. (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときには改定されることがあります。かかる改定が行われた場合は、申込者と当行との間の総合取引に関する取扱いは改定後の約款に従うこととします。</p> <p style="text-align: right;">以上 平成28年10月</p>

「投資信託保護預り約款」

改訂後	改訂前
<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、申込者等のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際に申込者等が当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、当行所定の期間については、この契約を解約することはできません。</p> <p>(3) 保護預り証券は、申込者等がお引き取りになるまでは、この約款により当行がお預かりしているものとします。</p> <p>(4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>①申込者が手数料を支払わないとき</p> <p>②申込者について相続の開始があったとき</p> <p>③申込者等がこの約款に違反したとき</p> <p>(削除)</p> <p>④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p>	<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、申込者等のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際に申込者等が当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、当行所定の期間については、この契約を解約することはできません。</p> <p>(3) 保護預り証券は、申込者等がお引き取りになるまでは、この約款により当行がお預かりしているものとします。</p> <p>(4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>①申込者が手数料を支払わないとき</p> <p>②申込者について相続の開始があったとき</p> <p>③申込者等がこの約款に違反したとき</p> <p>④申込者が 18. (約款の変更) に定めるこの約款の変更不同意のとき</p> <p>⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p>
<p>18. (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上 2019年6月</p>	<p>18. (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときには改定されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事由をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上 平成28年10月</p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」

改訂後	改訂前
<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、7. (他の口座管理機関への振替) において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。4. (契約期間等) による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①お客様から解約のお申し出があった場合</p> <p>②お客様が手数料を支払わないとき</p> <p>③お客様がこの約款に違反したとき</p>	<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、7. (他の口座管理機関への振替) において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。4. (契約期間等) による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①お客様から解約のお申し出があった場合</p> <p>②お客様が手数料を支払わないとき</p> <p>③お客様がこの約款に違反したとき</p>

改訂後	改訂前
<p>④前記 13. (口座管理料) による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合 (削除)</p> <p>⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>④前記 13. (口座管理料) による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</p> <p>⑤お客様が 21. (この約款の変更) に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑧やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>
<p>21. (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上 2019年6月</p>	<p>21. (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成 28年 10月</p>

「保護預り規定」

改訂後	改訂前
<p><u>(この規定の趣旨)</u></p> <p>第 1 条 この規定は、当行とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p><u>(保護預り証券)</u></p> <p>第 2 条 当行は、金融商品取引法 (以下「金商法」といいます。) 第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この規定の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2 当行は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。</p> <p>3 この規定に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p><u>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</u></p> <p>第 3 条 当行は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>1 保護預り証券については、当行において安全確実に保管します。</p> <p>2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。</p> <p>3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。</p> <p>4 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。</p> <p><u>(混蔵保管等に関する同意事項)</u></p> <p>第 4 条 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1 お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。</p> <p>2 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。</p> <p><u>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</u></p> <p>第 5 条 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当行が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p><u>(共通番号の届出)</u></p> <p>第 6 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号 (番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><u>(当行への届出事項)</u></p> <p>第 6 条の 2 「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住</p>	<p>(保護預り証券の範囲)</p> <p>第 1 条 この保護預りでは、次に掲げる証券 (以下「国債証券等」といいます。) をお預かりします。</p> <p>①国債証券 ②地方債証券 ③政府保証債券</p> <p>2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等の保護預りをお断りすることがあります。</p> <p>3 この規定に従ってお預かりした国債証券等を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第 2 条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。</p> <p>①保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管 (以下「混蔵保管」といいます。) できるものとします。</p> <p>②前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>(混蔵保管に関する同意事項)</p> <p>第 3 条 前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>②新たに国債証券等をお預かりするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預かり又はご返還については、同銘柄の証券をお預かりしている他の預け主と協議を要しないこと</p> <p>(保護預り口座の設定)</p> <p>第 4 条 国債証券等については、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の保護預り口座開設申込書をご提出ください。</p> <p>2 保護預り口座開設申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、次条に規定する共通番号、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、届出の印鑑、氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第 4 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関連法令の定めに従って、保護預り口座を開設するとき、共通番号 (番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(契約期間等)</p> <p>第 5 条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 1 月 20 日までとします。</p> <p>2 この契約は、預け主又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1</p>

改訂後	改訂前
<p><u>所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届けの印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</u></p>	<p>年間継続されるものとします。 なお、継続後も同様とします。</p>
<p><u>2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第 23 条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当行に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、パスポート、外国人登録証明書等の書類をご提出願うことがあります。</u></p>	<p>（手数料） 第 6 条 この保護預りの手数料（以下「手数料」といいます。）は、別に定める料率と計算方法により 1 年分を前払いするものとし、毎年 1 月の当行所定の日に預け主が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻のうえ充当するものとします。 なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月計算によりお支払ください。</p>
<p><u>（保護預り証券の口座処理）</u> 第 7 条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。 <u>2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。</u></p>	<p>2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。 3 契約期間中に解約があった場合又は保護預り証券のすべてが償還された場合は、解約日又は償還日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。 4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第 10 条により当行が受け取る保護預り証券の償還金（第 9 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利金又は買取代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。</p>
<p><u>（担保にかかる処理）</u> 第 8 条 お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当行所定の方法により行います。</p>	<p>（預入れ及び返還） 第 7 条 国債証券等を預け入れるときは、預け主又は預け主があらかじめ届け出た代理人（以下「預け主等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。 2 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その 7 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続により、保護預り証券をお引き取りください。</p>
<p><u>（お客様への連絡事項）</u> 第 9 条 当行は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。 1 名義書換又は提供を要する場合には、その期日 2 混蔵保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還額 3 最終償還期限 4 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告 <u>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当行の事務システム部責任者に直接ご連絡ください。</u> <u>3 当行は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</u> <u>4 当行は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</u> 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>3 利金支払期日の 10 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。 4 保護預り証券は、預け主等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預かりしているものとします。</p>
<p><u>（償還金等の代理受領）</u> 第 10 条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当行が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>	<p>（保護預り証券の返還に準ずる取扱い） 第 8 条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 2 項の手続をまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。 ①当行に保護預り証券の買取を請求される場合 ②当行が第 10 条により保護預り証券の償還金を受け取る場合 ③保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合</p>
<p><u>（保護預り証券の返還）</u> 第 11 条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当行所定の方法によりお手続きください。</p>	<p>（抽選償還） 第 9 条 混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p>
<p><u>（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）</u> 第 12 条 当行は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。 1 保護預り証券を売却される場合 2 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合 3 当行が第 10 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合</p>	<p>（償還金等の受入れ等） 第 10 条 保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当行がこれを受け取り指定口座に入金します。</p>
<p><u>（届出事項の変更手続き）</u> 第 13 条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当行にお申出のうえ、当行所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票等の書類をご提出又は個人番号カード等をご提示願うこと等があります。</p>	<p>（連絡事項） 第 11 条 当行は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。 ①残高照合のための報告 ②第 9 条により被償還者に決定した預け主には、その旨及び償還額 2 前項第 1 号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときには速やかに当行の管理部署に直接ご連絡ください。 3 当行は、前項の規定に関わらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定より特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます）の規定により特定投資家とみなされている者を含みます。）をいいます）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 4 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>（届出事項の変更） 第 12 条 通帳及び印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合</p>

改訂後	改訂前
<p><u>2 前項によりお届けがあった場合は、当行は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。</u></p>	<p>における代表者の役職氏名、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に「個人番号カード」等及び印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し等の一定の書類をご提出願うことがあります。</p>
<p><u>(保護預り管理料)</u></p>	<p>2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p>
<p><u>第14条 当行は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p>	<p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。</p>
<p><u>2 当行は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。</u></p>	<p>(解約等)</p>
<p><u>(解約)</u></p>	<p>第13条 この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際に預け主が当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条による預け主からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p>
<p><u>第15条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</u></p>	<p>2 前項にかかわらず、保護預り証券の利金支払期日の10営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。</p>
<p><u>1 お客様から解約のお申出があった場合</u></p>	<p>3 保護預り証券は、預け主がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預かりしているものとします。</p>
<p><u>2 保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く）</u></p>	<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p>
<p><u>3 お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき</u></p>	<p>①預け主が手数料を支払わないとき</p>
<p><u>4 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出た場合</u></p>	<p>②預け主について相続の開始があったとき</p>
<p><u>5 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p>	<p>③預け主等がこの規定に違反したとき</p>
<p><u>6 やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合</u></p>	<p>④預け主が第18条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p>
<p><u>(解約時の取扱い)</u></p>	<p>⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p>
<p><u>第16条 前条に基づく解約に際しては、当行の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。</u></p>	<p>⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p>
<p><u>2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</u></p>	<p>⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p>
<p><u>(公示催告等の調査等の免除)</u></p>	<p>5 前項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第6条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p>
<p><u>第17条 当行は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。</u></p>	<p>6 当行は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。</p>
<p><u>(緊急措置)</u></p>	<p>(緊急措置)</p>
<p><u>第18条 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。</u></p>	<p>第14条 法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。</p>
<p><u>(免責事項)</u></p>	<p>(公示催告等の調査)</p>
<p><u>第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</u></p>	<p>第15条 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務は負いません。</p>
<p><u>1 当行が、当行所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合</u></p>	<p>(譲渡、質入れの禁止)</p>
<p><u>2 当行が、当行所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合</u></p>	<p>第16条 この契約による預け主の権利及び通帳等は、譲渡又は質入れすることはできません。</p>
<p><u>3 第9条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合</u></p>	<p>(免責事項)</p>
<p><u>4 お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合</u></p>	<p>第17条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p>
<p><u>5 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合</u></p>	<p>①第12条第1項による届出の前に生じた損害</p>
<p><u>(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)</u></p>	<p>②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>
<p><u>第20条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</u></p>	<p>③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害</p>
<p><u>(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</u></p>	<p>④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、国債証券等の預入れ又は保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害</p>
<p><u>第21条 社振法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代って行うこ</u></p>	<p>⑤前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p>
<p><u>第18条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じ</u></p>	<p>⑥第14条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>
<p></p>	<p>(規定の変更)</p>

改訂後	改訂前
<p>と並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1 社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請</p> <p>2 その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当行から他社に再委託する場合の当該再委託の手続き等を含みます。）</p> <p>3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</p> <p>4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること</p> <p>5 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定の規定により管理すること</p> <p>（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）</p> <p>第22条 社振法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託規定の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと</p> <p>2 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当行に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること</p> <p>3 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと</p> <p>4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること</p> <p>5 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この規定によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定の規定により管理すること</p> <p>（この規定の変更）</p> <p>第23条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 10 月</p> <p style="text-align: right;">2019 年 6 月</p>	<p>たときに変更する場合があります。</p> <p>なお、変更の内容が、預け主の従来の権利を制限もしくは預け主に新たな義務を課すものであるときは、その変更事由をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）</p> <p>第19条 有価証券の無券面化を柱とする社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとして取り扱います。この場合には、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えます。</p> <p>（特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）</p> <p>第20条 振替法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債または特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を、当行が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①振替法附則第14条（同附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</p> <p>②その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（振替法に基づく振替制度へ移行するために、当行から他社に再委託する場合の当該再委託手続き等を含みます。）</p> <p>③移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</p> <p>④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること</p> <p>⑤振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること</p>

「振替決済口座管理規定」

改訂後	改訂前
<p>（振替の申請）</p> <p>第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。</p> <p>（削除）</p> <p>2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分</p> <p>3 振替先口座</p> <p>4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分</p> <p>3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（振替の申請）</p> <p>第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。</p> <p>3 振替国債の償還期日又は利子支払期日の10営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</p> <p>2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分</p> <p>3 振替先口座</p> <p>4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分</p> <p>3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又</p>

改訂後	改訂前
<p>(分離適格振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別</p> <p>3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</p>	<p>は署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。</p> <p>6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>(分離適格振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>1 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</p> <p>2 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの</p> <p>2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別</p> <p>3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</p>
<p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>(削除)</p> <p>2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別</p> <p>3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</p>	<p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第9条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>1 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>2 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの</p> <p>2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別</p> <p>3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</p>
<p>(みなし抹消申請)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当行に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>	<p>(みなし抹消申請)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当行に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>
<p>(担保の設定)</p> <p>第10条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</p>	<p>(担保の設定)</p> <p>第7条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 当行は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>1 最終償還期限</p> <p>2 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当行の事務システム部の責任者に直接ご連絡ください。</p> <p>3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であつて、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(連絡事項)</p> <p>第12条 当行は、振込国債について、残高照合のための報告をご通知します。</p> <p>2 前項の残高照合のためのご報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。</p> <p>なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>3 当行は、前項の規定に関わらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であつて、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>4 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>

改訂後	改訂前
	<p>5 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>
<p>(元利金の代理受領等) 第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。</p>	<p>(元利金の代理受領等) 第13条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。</p>
<p>(届出事項の変更手続き) 第13条 お届出事項(氏名若しくは名称、住所又は共通番号)を変更なさるときは、直ちに、当行にお申出のうえ、当行所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し等の書類をご提出又は個人番号カード等をご提示願うこと等があります。 2 前項によりお届出があった場合は、当行は<u>相当の手続きを完了したのちでなければ振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。</u> (削除)</p>	<p>(届出事項の変更) 第14条 通帳および印章を失ったとき、又は、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に「個人番号カード」等及び印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票の写し等の一定の書類をご提示願うことがあります。 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ振込国債の振替または抹消、契約の解約ご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 3 第1項による変更後は、変更後の印影、住所、氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。</p>
<p>(口座管理料) 第14条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。 2 当行は、<u>前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p>	<p>(手数料) 第15条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料(以下「手数料」といいます。)は、別に定める料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年1月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座(以下「指定口座」といいます。)から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。 なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振込国債の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。 4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第12条により当行が受け取る振込国債の償還金、利子又は買取り代金等(以下「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとします。</p>
<p>(当行の連帯保証義務) 第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p>	<p>(当行の連帯保証義務) 第16条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p>
<p>(解約) 第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 1 <u>お客様から解約のお申出があった場合</u> 2 <u>口座残高がない場合</u> 3 <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき</u> 4 <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</u> 5 <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> 6 <u>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合</u></p>	<p>(解約等) 第17条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。 2 前項にかかわらず、振込国債の利金支払期日の10営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わないとき ② お客様について相続の開始があったとき ③ お客様等がこの規定に違反したとき ④ お客様が第22条に定めるこの規定の変更に同意しないとき ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 4 前項による振込国債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第16条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。 5 当行は、前項の不足額を引取りの日に第16条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第16条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。</p>
<p>(解約時の取扱い) 第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご</p>	<p>(解約時の取扱い) 第18条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご</p>

改訂後	改訂前
指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。	指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。
(削除)	(緊急措置) 第19条 法令の定めるところにより振込国債の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。
(免責事項) 第18条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① <u>当行が、当行所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元利又は利子の支払いをした場合</u> ② <u>当行が、当行所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の元利又は利子の支払いをしなかった場合</u> ③ <u>天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元利又は利子の支払いが遅延した場合</u>	(免責事項) 第20条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第15条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第12条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ 第20条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
(この規定の変更) 第19条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、 <u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u>	(規定の変更) 第19条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。
2019年6月	平成28年10月

「一般債振替決済口座管理規定」

改訂後	改訂前
(解約等) 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 1 お客様から解約のお申し出があった場合 2 お客様が手数料を支払わないとき 3 お客様がこの約款【規定】に違反したとき (削除) 4 <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</u> 5 <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> 6 <u>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u>	(解約等) 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 1 お客様から解約のお申し出があった場合 2 お客様が手数料を支払わないとき 3 お客様がこの約款【規定】に違反したとき 4 お客様が第22条に定めるこの規定の変更不同意なとき 5 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき 6 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき 7 やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
(この規定の変更) 第22条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、改定されることがあります。 <u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u>	(この規定の変更) 第22条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、改定されることがあります。
2019年6月	平成28年10月

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」

改訂後	改訂前
(約款の変更) 第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 <u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、又はその他相当の方法により周知します。</u>	(約款の変更) 第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとして扱います。
以上 2019年6月	以上 平成28年10月

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」

改訂後	改訂前
<p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 2019年6月</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更 に同意したものとします。</p> <p>(附則)</p> <p>この約款は、平成28年1月1日より適用いたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成27年6月</p>